

主な改正点は、次のとおりです。

1 【給与所得の源泉徴収表】の変更

（所得税法施行規則 別表第六（一）、平成 24 年 1 月 1 日施行）

「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」欄には、「その年中に支払った当該新生命保険料の金額、旧生命保険料の金額、介護医療保険料の金額、新個人年金保険料の金額及び旧個人年金保険料の金額を、それぞれ記載すること。」とされました。

⇒ 「個人年金保険料の金額」は「旧個人年金保険料の金額」に変更になり、新たに「新生命保険料の金額」、「旧生命保険料の金額」、「介護医療保険料の金額」及び「新個人年金保険料の金額」に係る項目が追加になりました。

また、様式に合わせて、「16 歳未満扶養親族の数」に係る項目が追加になりました。

2 【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書】の新設

（所得税法施行規則 別表第九（三）、平成 25 年 1 月 1 日施行）

外国法人の子会社である内国法人又は外国法人の国内にある支店の従業員等が、その外国法人から付与された株式等を取得する権利の行使等により当該外国法人の株式等を取得したときは、当該内国法人又は国内の支店の長は、当該株式等の種類その他一定の事項を記載した調書を提出しなければならないこととする制度が創設されました。

⇒ 支払調書の新設に伴い、レコードが新設されました。

3 【公的年金等の源泉徴収票】の変更

（所得税法施行規則 別表第六（三）、平成 25 年 1 月 1 日施行）

公的年金等の源泉徴収票の「本人」の項には、「公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、租税特別措置法第 41 条の 17 第 1 項の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。」とされました。

⇒ 「特別寡婦」及び「寡婦・寡夫」に係る項目が追加になりました。

※ 平成 24 年 12 月 31 日までに支払の確定した年金については旧レコードを使用してください。